

監 査 結 果 に つ い て

地方自治法第199条第5項の規定により建築及び土木工事の随時監査を実施したので、その結果を同条第9項の規定により公表します。

記

監査対象課

観光・産業部	産業政策課、農林水産課
建設部	都市整備課、施設整備課
防災局	防災危機管理課

令和5年5月17日

別府市監査委員 大呂 紗智子

同 藤野 博

監 査 報 告 書

1 監査の種類

地方自治法第199条第5項に規定する財務監査

2 監査の対象

(1) 建築工事

- | | |
|------------------------|-----------------|
| ア 旧浜脇中学校屋内運動場外改修工事 | (産業政策課、施設整備課) |
| イ 鉄輪地獄地帯公園防災施設新築工事 | (防災危機管理課、施設整備課) |
| ウ 別府市男女共同参画センター体育室改修工事 | (防災危機管理課、施設整備課) |

(2) 土木工事

- | | |
|---------------------------|---------|
| ア 令和4年度別府駅前原線舗装改修工事 | (都市整備課) |
| イ 令和3年度中島町線(仲の橋)外1橋橋梁補修工事 | (都市整備課) |
| ウ 内成地区農業用排水施設整備工事 | (農林水産課) |

3 監査の着眼点

工事に係る財務事務及び計画、設計、施工、監理等技術面における事務の執行が、適正かつ効率的に行われているかを主眼とした。

4 監査の主な実施内容

- (1) 監査専門委員による設計図書の審査
- (2) 監査委員及び監査専門委員による担当課からの事業概要、執行状況等に関する説明聴取及び質疑応答
- (3) 監査委員及び監査専門委員による工事施工場所における実地確認

なお、監査を実施した委員は次のとおりである。

別府市監査委員	大 呂 紗智子
同	手 束 貴 裕
同	藤 野 博
別府市監査専門委員	黒 木 正 幸 (建築工事)
同	一 宮 一 夫 (土木工事)

5 監査の実施場所及び日程

- (1) 実施場所 監査委員室、4 F-1 会議室、各工事実施場所等
- (2) 実施日程 令和5年1月18日から令和5年3月31日まで

6 監査の結果

別府市監査基準に基づき、上記1から5に掲げる記載事項のとおり監査した限りにおいて、おおむね適正な事務執行がなされていると認められた。

なお、個別の結果については次のとおりである。

(1) 建築工事

ア 旧浜脇中学校屋内運動場外改修工事（産業政策課、施設整備課）

旧浜脇中学校は人口動向に応じた学校規模の適正化に伴い令和3年3月に閉校した。残された施設の有効利用のため、本工事では南側普通教室棟や西側普通教室棟等の解体、体育館の屋根鋼板の塗装改修、管理教室棟の屋上防水層の改修が行われている。これまでのところ、解体工事に際しても振動や騒音等の苦情は寄せられず予定通りに工事が進められており、工事は適正に実施されていると判断する。引き続き、工事完了まで工期・品質・安全について工事管理を徹底されたい。

体育館は災害時の避難所のほかスポーツ施設として、また管理教室棟は産業振興及び地域振興施設としての利用が見込まれている。適切な維持管理がなされ、地域の安全と活性化を支える施設となることを期待する。

イ 鉄輪地獄地帯公園防災施設新築工事（防災危機管理課、施設整備課）

大規模災害時に食糧などの物資を避難所へ速やかに輸送するため、備蓄倉庫の整備が進められている。その一環として、本工事は鉄輪地獄地帯公園内に備蓄倉庫を整備し、併せて、平常時には防災研修を実施し、災害時には避難所として利用可能な研修所を整備するものである。工事は予定通り進められ記録も整理されており、工事は適正に実施されていると判断する。引き続き、工事完了まで工期・品質・安全について工事管理を徹底されたい。

備蓄倉庫は地震時に脱落の可能性のある内装を排し、また停電を想定して電動のシャッターや楊重設備は避けて人力で操作できる仕様となっている。これにより、災害発生時の稼働を保証している点は高く評価できる。

ウ 別府市男女共同参画センター体育室改修工事（防災危機管理課、施設整備課）

大規模災害時に食糧などの物資を避難所へ速やかに輸送するため、備蓄倉庫の整備が進められている。その一環として、本工事は別府市男女共同参画センター体育室の用途を変更し、備蓄倉庫へ改修するものである。工事は予定通り完了し記録も整理されており、適正な工事が実施されたと判断する。

用途の変更に際し、地震時に脱落の可能性のある天井は撤去された。また、フローリング床の撤去後に堅固なコンクリート床が新設され、備蓄スペースには重量物の収納に対応するスチール製の棚が設置された。さらに、市内外から寄せられる救援物資の受け入れ専用スペースが確保された点は高く評価する。稼働時には、その利用状況や有効性を検証し知見として発信されることを期待したい。

（2）土木工事

ア 令和4年度別府駅前原線舗装改修工事（都市整備課）

本工事の事業目的は、「車道舗装面の損傷が激しく、舗装材料の飛散や轍掘れが多く確認され、車両の通行に支障をきたしている。よって、舗装を改修することにより車両が安全に通行できる道路環境を整備し、交通の安全を図る。」とされている。

まず、この2工事は国の交付金事業と補助事業でやっていること、道路改修工事は防災・安全交付金事業で補助率は50%で、主に別府駅や市役所を中心にバス等が通る重要な路線を選択して行っている事業であること、橋梁補修工事は道路メンテナンス事業補助で補助率は55%であること、令和元年度に行った別府市橋梁補修計画に基づいて劣化に応じて優先順位を出して随時橋梁補修を行っていることが説明された。また、令和4年度以降も計画に基づき補修事業を実施していく予定である。

現地における説明では、ガードレールが設置されないが、歩行者の安全性は確保できるのかとの質問に対し、車道と歩道の境界に設置するブロックの高さは安全規準を満足するものであることが説明された。その他、施工方法については一般的な工法を採用されており、特に確認すべき事項はなかった。

なお、工事に関する資料は十分に整っており、現地監査により本工事は計画どおりに実施されたことを確認した。

イ 令和3年度中島町線（仲の橋）外1橋橋梁補修工事（都市整備課）

本工事の事業目的は、「別府市橋梁長寿命化修繕計画に基づき、劣化、損傷している橋梁の補修を実施し、橋梁の長寿命化及び維持管理コストの縮減を図るものである。」とされている。

具体的には、橋梁の定期点検にて危険度が高いと選定された橋梁の長寿命化を目的に、断面修復工・橋面防水・伸縮装置・防護柵の取替を行っていることが説明された。仲の橋に関して表面的劣化は見られなかった一方で、桁裏に空洞が開いている箇所あったが、

すでに補修が完了していることを現地にて確認した。

なお、工事に関する資料は十分に整っており、現地監査により本工事は計画どおりに実施されたことを確認した。

ウ 内成地区農業用排水施設整備工事（農林水産課）

本工事業の事業目的は、「農業生産性の向上と生産者の生産意欲の維持を図るため農業用排水施設の整備を行うものである。」とされている。

本事業は、国・県から交付金によるもので、その内訳は国 55%、県 14%、市 21%、地元負担 10%で行っていることが説明された。工期は3月15日で、現地監査時点（1月30日）で梶原井路は完了し、大平井路を現在取り掛かっていることが説明された。

なお、工事に関する資料は十分に整っており、現地監査により本工事は計画どおりに進捗していることを確認した。